

**益城町立小中学校教育ICTタブレット端末運用管理等業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

益城町では、文部科学省が掲げるGIGAスクール構想実現に向け、児童生徒1人1台のタブレット端末と、高速通信ネットワークを一体的に整備し、特別な支援を必要とする子どもや、多様な子ども達一人一人に個別最適化された教育ICT環境を実現するため、令和2年度に学習用タブレット端末（iPad）を導入し、通信事業者の提供するモバイル回線を利用している。

タブレット端末の活用が進む一方で、導入から5年を経過するにあたり、機器の老朽化等も進んできたことから、今後端末を計画的に更新する必要がある。

益城町では、校外学習や家庭学習など学校の内外を問わず端末を利用していることから、引き続きモバイル回線を利用した端末を活用していくため、熊本県の共同調達からオプトアウトし単独調達にて本調達を実施する。

以上より、最先端ICT環境整備に高い知識及び専門性を備え、学校等に対し組織的かつ計画的な支援を行うことが可能な事業者と契約する必要があることから、調達、導入、運用及び管理等の業務について円滑かつ効果的に実施するため、公募型プロポーザル方式により最適な者を選定するものとする。

2 概要

（1）業務委託の名称

益城町立小中学校教育ICTタブレット端末運用管理等業務委託

（2）履行期間

契約締結日の翌日から令和13年（2031年）2月28日

（3）提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

846,000,000円以内

（内訳）

令和7年度（2025年度）190,000,000円以内

令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）656,000,000円以内

※1 当該金額は、企画提案において提示する金額の上限額であり、契約金額ではない。

※2 提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

※3 消費税及び地方消費税は、各年度とも10%で計算すること。

※4 本契約の締結後に消費税法等の改正により消費税率が変動した場合、変動後の税率により計算した消費税を含んだ契約金額を上限とする契約の一部変更を行う。

※5 上記提案上限額は、熊本県の公立学校情報機器リース事業補助金（132,403,000円予定）を含まないものとする。

※6 熊本県の公立学校情報機器リース事業補助金に該当する物品は、リース（レンタル）となるため、（5）リース（レンタル）提案時の注意事項に留意して提案すること。

（4）業務内容

タブレット端末（ソフトウェア等含む）及び周辺機器（以下「タブレット端末等」という。）の調達、保守、モバイル通信の提供やタブレット端末の円滑な活用のための研修・管理運用支援等を含め、一括した教育情報化支援業務とする。

※詳細は仕様書を参照

（5）リース（レンタル）提案時の注意事項

ア. 仕入れ控除における対応

（ア）受託事業者は消費税仕入れ控除に相当する額を減額して補助金申請をすること。ただし、補助

金交付申請時において当該消費税等仕入れ控除が明らかでないものについては、この限りではない。

- (イ) 補助事業者は、実績報告を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らか
な場合は当該消費税仕入れ控除税額に相当する額を減額して実績報告を知事に提出すること。

イ. リース（レンタル）調達における対応

- (ア) 金額の算定にあたっては、GIGA スクール構想加速化基金管理運営要領別添第3（1-2）公立学
校情報機器リース事業に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付が行われることから、本
補助金の交付予定金額を見込んだ上で算定を行うこと。具体的には本補助金の交付予定金額を総額
から減額した上の残金に対してリース料率を算出した後、提案を行うこと。詳細については、文部
科学省のホームページに記載されている「公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱」、Q & A
等の各種資料もあわせて参照すること。

※参照先:基金による1人1台端末の更新について:文部科学省

- (イ) 機器リース料については、リース開始時期に応じた額を毎月均等払いとする。
- (ウ) 請求に基づき、前月分を支払う。
- (エ) 補助対象台数（上限55,000円、補助率2/3） 3,611台

ウ. 見積書へ記載における対応

- (ア) 賃貸借期間を5年（60カ月）として、1月あたりの賃貸借料を算定し、記載すること。
- (イ) 1月あたりの賃貸借料は他のものと分けて提案書及び見積書に記載すること。
- (ウ) 補助対象物品とそれ以外についての明記を明細に行うこと

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、必要に応じて町
から確認資料の提出を求めることがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定にいずれも該当する者でないこ
と。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健
全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平
成11年法律第225号）第21条の規定に基づく、再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態
が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 民事保全法（平成元年法律第91号）の規程に基づく民事保全の手続が常態として行われているもの
と認められる者でないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力
団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (6) 委託業務の実施にあたっては、学校及び教育委員会からの問い合わせ窓口を設置し、一元化を図ること。
当該窓口職員は専属である必要はないが、状況に応じて職員派遣、電話、メール、FAX等により速やかに
対応が行える体制を備えること。
- (7) 今回の委託に際して、本事業に係る統制及びその他事務について、十分な執行体制がとれること。

4 応募方法

(1) 提出書類

事業者の状況や本事業への取組体制・管理運用能力等を審査するため、以下の書類の提出を求めるも
のとする。様式については、ホームページからダウンロードできるほか、教育委員会学校教育課にて配
付する。（郵送等を行わない。）

① 参加表明書等

ア 参加表明書（様式第 1 号）

イ 会社概要（様式第 2 号）

ウ 公募型プロポーザル参加資格審査調書（様式第 3 号）

② 提案書

ア 提案書表紙（様式第 4 号）

イ 業務実績報告書

ウ 企画提案書

③ 見積書（様式第 5 号）

(2) 関係書類の提出

① 参加表明書等は 1 部、②提案書及び③見積書は各 10 部を作成の上、決められた期日までに、益城町教育委員会学校教育課に持参又は郵送すること。

※ 郵送の場合は、各々切期日までの到着分を有効とする。

5 公募スケジュール（予定）

(1) 公募開始	令和 7 年 7 月 1 日（火）
(2) 質問受付期間	令和 7 年 7 月 1 日（火） ～ 7 月 9 日（水）正午
(3) 質問回答	令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 3 時
(4) 参加表明書等の提出期限	令和 7 年 7 月 14 日（月）午後 5 時
(5) 企画提案書等の提出期限	令和 7 年 7 月 24 日（木）午後 5 時
(6) プレゼンテーション及び提案審査	令和 7 年 7 月 30 日（水）午後
(7) 審査結果通知	令和 7 年 8 月上旬（予定）

6 質問の受付及び回答

『プロポーザル実施要領』及び『提案書等作成要領』等に関して疑義がある場合には、【別紙 1】質問書に記入し、メール又は FAX により提出すること。

(1) 受付期限

令和 7 年 7 月 9 日（水）正午まで

(2) 提出場所

下記 12 問い合わせ及び提出先 参照

(3) 質問を受けた事項については、令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 3 時までにメール又は FAX にて回答するとともに、質問企業名を伏せた上で、質問及び回答一覧をホームページに掲載する。

7 参加表明書

(1) 提出期限

令和 7 年 7 月 14 日（月）午後 5 時まで

(2) 提出場所

下記 12 問い合わせ及び提出先 参照

(3) 提出書類

ア 参加表明書（様式第 1 号）

イ 会社概要（様式第 2 号）

ウ 公募型プロポーザル参加資格審査調書（様式第 3 号）

※ 共同企業体の場合は、代表企業が提出し任意の共同企業体協定書を添付すること。

8 企画提案書等

(1) 提出期限

令和7年7月24日（木）午後5時まで

(2) 提出場所

下記12 問い合わせ及び提出先 参照

(3) 提出書類（各10部）

① 提案書

ア 提案書表紙（様式第4号）

イ 業務実績報告書

ウ 企画提案書

② 見積書（様式第5号）

(4) 業務実績報告書、企画提案書及び見積書の構成

「別紙3. 提案書等作成要領」に基づき作成すること。

9 選定方法

益城町立小中学校教育 ICT タブレット端末運用等管理業務委託選定委員会において審査を行い、候補者を選定する。

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

参加資格を有すると判断された業者について以下のとおり非公開によりプレゼンテーション及びヒアリングを行う

① 実施日（予定） 令和7年7月30日（水）午後

② 時間配分 プレゼンテーション30分以内、ヒアリング20分程度

③ 実施場所 益城町役場 2-3会議室 ※参加者毎の開始時刻等は、改めて通知する。

10 評価項目・配点

審査項目		判断基準	上限配点
提出書類	項目		
業務実績報告書	業務実績	・小中学校（自治体）及び企業におけるタブレット導入実績	5
企画提案書	取組体制	・指揮系統及び責任体制 ・学校及び教育委員会との連携体制 ・プロジェクトに関与する管理者及び技術者の経験、資格、過去の実績 ・各メーカーとの連携状況	20
	スケジュール	・利用開始まで含めたプロジェクトスケジュール	5
	端末等	・仕様書に記載した端末等仕様を満たし、かつ利用者にとって有益な提案となっているか	20
	モバイル通信	・回線が要件を満たし、かつ対象施設の電波調査と改善策等の提案があるか ・通信障害等が発生した時の対応策及び体制があるか	20
	導入方法	・仕様書に記載された内容がキittingとして網羅しているか ・搬入・設置方法が仕様書に記載された内容を網羅しているか ・教育委員会及び利用者の作業負担を軽減する提案があるか	15
	端末保障	・端末故障時の交換手法、台数、条件等 ・タブレット端末紛失時の保障について	10
	端末処分・回収	・文部科学省の「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再利用又は再資源化）等について」に則っているか ・無償/有償の範囲と、有償で実施できる範囲で優れた提案内容があるか ・学校、教育委員会の負担が軽減される提案となっているか	15
	追加提案	・仕様書及び提案書等作成要領の内容を踏まえた提案及びその技術的支援があるか	20
見積書	見積書	・提案上限額に対する費用圧縮の程度 ・各提案内容を実現するにあたり、効果的な積算や工夫があるか ・ランニングコストに対して効果的かつ質が担保される工夫がなされているか ・追加提案に関する価格評価	20
			150

1.1 その他

- (1) 見積金額が提案上限額を超えている場合又は各委員評価得点の合計が7割に満たないときは、業者選定の対象としない。
- (2) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲で複製することがある。
- (4) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に無断で使用しない。
- (5) 本プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (6) 参加表明書及び企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は、失格とする。
- (7) 審査の公平性を害する行為を行ったものは失格とする。
- (8) 提出期限後の参加表明書及び企画提案書等の差し替え、再提出は認めない。
- (9) 提出された書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (10) 本業務を遂行するにあたり、業務の全てを取組体制表以外の特定の業者に再委託してはならない。
- (11) 電話や電子メール等の通信事故については、益城町はいかなる責任も負わない。
- (12) 企画提案に際し必要となる関連経費については、提案事業者の負担とする。
- (13) 本件に関する疑義事項は事務局である益城町教育委員会学校教育課に確認すること。

1.2 問い合わせ及び提出先

〒861-2295

熊本県上益城郡益城町宮園702番地

益城町教育委員会 学校教育課

電話：096-286-3307

FAX：096-286-4523

E-mail: gkyouiku@town.mashiki.lg.jp